

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度等について

(1) 「生活支援戦略」について

- ① 生活保護制度の見直しを含む「生活支援戦略」を策定する際には、特に生活保護業務の実施主体である都市自治体の意見を十分に反映させること。
- ② 生活保護制度の見直しについては、生活保護受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況を踏まえ、今後検討・実施するとされている各施策について、都市自治体の理解を得たうえで速やかに実施していくこと。
- ③ 新たな生活困窮者支援体系については、相当の財源とマンパワーを要することや関係機関の機能と役割の整理が必要であること等から、今後、都市自治体はじめ現場を担っている関係者と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで構築すること。

(2) 国の責任において、不正受給や貧困ビジネスを厳正に排除するなど、生活保護の適正化に向け必要な法改正等を行うとともに、稼働可能層に対する一層の就労自立支援策を講じること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、財政措置を講じること。

(4) 地域の実情に即した級地区分の見直しを行うとともに、全国的な整合を図りつつ、夏季加算の創設について検討を行うこと。

(5) 生活保護費の障害者加算の認定に当たって、精神障害者については、国民年金保険料の納付者と未納者で不均衡が生じないように制度を改めること。

(6) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有が可能となるよう制度の改善を図ること。

(7) 被保護者の家庭裁判所への成年後見申立に要する費用及び成年後見人等への報

酬費用について、生活保護法の支給対象とすること。

(8) 入国直後の外国人が生活保護を申請する場合があることから、入国時の審査を徹底するなど、国の責任において必要な対策を講じること。

2. 民生委員の担い手の確保と、活動しやすい環境づくりのため、その処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。

また、民生委員・児童委員の増員やその役割についても、地域の実情を踏まえて見直しを行うこと。

3. 原子爆弾被爆者の原爆症認定制度については、被爆者が高齢化していることにかんがみ、当該制度を早期に見直すとともに、認定に係る審査をより一層速やかに行うよう努めること。